

令和3年4月12日

保護者各位

高松桜井高等学校
校長 秋山 文孝

新型コロナウイルス感染症関連の出席停止等の扱いについて

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
さて、新型コロナウイルス感染症に係る県からの通知を踏まえ、出席停止等に当たる主な場合は、以下のとおりになります。

出席停止に当たる主な事例
① 生徒本人の感染が判明した場合
② 生徒が感染者の濃厚接触者あるいは接触者に特定された場合
③ 生徒に発熱等の風邪の症状がみられ、自宅で休養するよう指導された場合
④ 保護者、生徒が感染の可能性が高まっていると考え出席しないケースで、合理的な理由があると校長が判断する場合（※1）
⑤ 生徒が感染拡大警戒地域等に滞在した事実により保護者及び生徒本人に登校を自粛する意思があり、合理的な理由があると校長が判断する場合（※2）

※1 生徒の家族が通う職場や学校で新型コロナウイルス感染症の広がりがあり、感染予防のため登校を見合わせるといった場合が想定されます。

※2 生徒が受験等のやむを得ない理由で、感染拡大警戒地域に滞在した場合が想定されます。

なお、引き続き、マスクの着用や手洗い等の感染予防の対策、登校前の検温をお願いします。発熱等の風邪症状がみられた場合は、無理をせず、症状がなくなるまで自宅で休養させてください。

また、学校にいる時に発熱等の風邪症状がみられた場合、保護者に連絡の上、生徒を帰宅させますので、お迎え等をお願いすることがあります。よろしくお願いします。

状況等が変化するようであれば、メール配信及び本校のHPでお知らせします。不明な点等ございましたら、学校までお問い合わせください。